

## 【登校に際しての留意点】

5月21日に、兵庫県は国の緊急事態宣言対象区域（特定警戒都道府県）の指定が解除されました。本校といたしましては、兵庫県の対処方針を踏まえて、感染予防対策を講じながら、6月1日より学校における教育活動を再開いたします。生徒の皆さんは、下記の点に留意して登校して下さい。

### 記

1. 毎朝の検温・体調チェックを必ず行なうこと。（Formによる回答をしてから登校）  
\*発熱、咳、咽頭痛、味覚嗅覚異常などの症状がある場合には、登校しないこと。
2. 家を出る時から帰るまで、できるだけマスクを着用すること。  
（忘れてしまった場合は、登校時に申し出ること）
3. 公共交通機関内では会話を控え、教室内ではできるだけフィジカルディスタンスを保つこと。
4. 登校中に体調不良を感じたら、教室には入らず、直接保健室に行くこと。また、登校後に体調不良を感じたら、すぐに担当教師に申し出ること。
5. 必ずハンカチかタオルを携行し、随時、手洗いを入念に行なうこと。

## 保護者の皆様へ

\*5月8日に、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」が改訂されました。

以下のいずれかに該当する場合には、すぐに「帰国者・接触者相談センター」「保健所または各健康福祉事務所」にご相談下さい。

- ・息苦しさ、強い倦怠感、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
- ・発熱や咳などの比較的軽い風邪症状が続く場合（4日以上続く場合は必ず相談）

\*本校の経過観察期間の目安を示しておきますのでご確認ください。

### 【生徒本人に発熱等の風邪症状がみられる場合】

#### ①本人に発熱等の比較的軽い風邪症状がある場合

\*薬剤を服用しない状態で、3日以内に解熱・その他の\*症状が消失すれば、快癒した日を0日とし2日後まで

\*薬剤：解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤

\*症状：咳（息苦しさ・息切れ）・咽頭痛・全身倦怠感・下痢など

#### ②症状が強い場合、比較的軽い症状であっても4日以上続く場合には、「帰国者・接触者相談センター」、保健所、健康福祉事務所等に相談

##### (1) 検体検査を受けず経過観察となった場合

解熱・その他の症状が消失し、薬剤を服用しない状態で快癒した日を0日とし2日後まで

##### (2) 検体検査を受けた場合

陰性となった場合、受診医療機関の指示する期日まで

このような場合には、保護者からの申し出によって、欠席扱いとはいたしません。また、「感染を避けるために登校を控える」など、各家庭の諸事情により出席しない場合も同様の扱いとします。

定期考査や模擬テストの日であっても、決して無理をして登校をさせるということのないようにお願いいたします。

また、次のような場合には速やかにご連絡をいただきますようお願いいたします。

- ・生徒本人、または同居のご家族の感染がわかった場合
- ・生徒本人、または同居のご家族が濃厚接触者と認定された場合